別紙２

2.5 放電加工系工作機械

2.5.1 規制内容の変遷　　(1)－1/2

項　目	1987(S62).11.09 以前（115 項）	1987(S62).11.10 施行（90 項）	1988(S63).12.20 施行（90 項）
品目の規定（輸出令）(別表第1)	金属工作機械及び物体の形状を測定する装置で、115 の 2 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ロ　中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の金属工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの	金属工作機械及び物体の形状を測定する装置で、91 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ロ　中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の金属工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの	工作機械及び物体の形状を測定する装置で、91 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ハ　中ぐり盤、フライス盤、マシニングセンター及びジグ研削盤以外の工作機械であって、次のいずれかに該当するもの
貨物等省令			
同時制御軸数	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの
直線軸の位置決め精度	(二) 直線軸の位置決め精度が 300mm 当たり 0.01mm 未満のもの（JIS B 6331－3.3）	(二) 直線軸の全長についての位置決め精度が、次の数値未満のもの 1　L≦300mm の場合は 0.01mm 2　300<L≦3,300mm の場合は［0.0075 ＋ L/120,000］mm 3　L>3,300mm の場合は 0.035mm(JIS B 6330－3.8)	(二) 直線軸の全長についての位置決め精度が、次の数値未満のもの 1　L≦300mm の場合は 0.01mm 2　300<L≦3,300mm の場合は［0.0075 ＋ L/120,000］mm 3　L>3,300mm の場合は 0.035mm（JIS B 6201－5.3）
回転軸の位置決め精度			
インクレメンタル位置決め精度		(三) いずれかの軸のいずれかの点からの 200mm の移動に対するインクレメンタル位置決め精度が 0.002mm 未満のもの	(三) いずれかの軸のいずれかの点からの 200mm の移動に対するインクレメンタル位置決め精度が 0.002mm 未満のもの
スピンドルの振れ	(三) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの	(四) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの	(四) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの

項　目	1987(S62).11.09 以前（115 項）	1987(S62).11.10 施行（90 項）	1988(S63).12.20 施行（90 項）
規制除外規定		China　AE 令別表第1の90の項に掲げる金属工作機械及び物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属装置 ロ　同項ロに掲げる中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次の（一）から（三）までに該当するもの (一) 同時制御軸数が4であって、直線輪郭制御軸は3以下であり、回転輪郭制御軸が1以下のもの (二) スピンドルヘッドの数が2以下のもの (三) 直線軸の全長についての位置決め精度が次の数値以上のもの 1　L≦300mm の場合は0.005mm 2　300＜L≦3,300mm の場合は［0.003＋L / 150,000］mm 3　L＞3,300mm の場合は0.025mm （JIS B 6330－3.8）	China　AE 令別表第1の90の項に掲げる工作機械及び物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属装置 ロ　同項イに掲げる中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の工作機械又は同項ニに掲げる物体の形状を測定する装置であって、次の(一)から（四）までに該当するもの (一) 同時制御軸数が4であって、直線制御軸数が3で、回転制御軸数が1であるもの (二) スピンドルヘッドの数が2のもの (三) 同項ハ（三）及び（四）に該当しないもの (四) 直線軸の全長についての位置決め精度が次の数値以上のもの 1　L≦300mm の場合は0.005mm 2　300＜L≦3,300mm の場合は［0.003＋L / 150,000］mm 3　L＞3,300mm の場合は0.025mm （JIS B 6201－5.3）

【2.5.1】 (2)

項　目	1990(H2).11.1 施行（90 項）	1991(H3).11.14 施行（6 の項）	1992(H4).12.31 施行（2 の項）
品目の規定（輸出令）(別表第 1)	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る）及び数値制御装置並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ホ　ワイヤ放電加工をすることができる工作機械であり、かつ、輪郭制御をすることができる軸数が 5 以上のものであって、次のいずれかに該当するもの (一) イに掲げる数値制御装置を取り付けることができるもの (二) 80 の項ロに掲げる電子制御装置を取り付けることができるもの ヘ　放電加工により型彫りをすることができる工作機械であり、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のものであって、次のいずれかに該当するもの (一) イに掲げる数値制御装置を取り付けることができるもの (二) 80 の項ロに掲げる電子制御装置を取り付けることができるもの	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (4)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (12) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 1　数値制御を行うことができる工作機械
貨物等省令		第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち次のいずれかに該当するもの	第 1 条 輸出令別表第 1 の 2 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの ロ　放電加工をすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの
ワイヤ放電加工機		ロ　輪郭制御をすることができる軸数が 5 以上のものであって、ワイヤ放電加工をすることができるもの	(一) 輪郭制御をすることができる軸数が 5 以上のものであって、ワイヤ放電加工をすることができるもの
型彫り放電加工機		ハ　輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のものであって、放電加工により型彫りをすることができるもの	(二) 輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のものであって、放電加工により型彫りをすることができるもの

【2.5.1】 (3)

項　目	1995(H7).12.20 施行（2 の項）	1995(H7).12.20 施行（6 の項）	1996(H8).9.13 施行（6 の項）
品目の規定 （輸出令） (別表第 1)	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (12) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの 1　数値制御を行うことができる工作機械	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品
貨物等省令	第 1 条 輸出令別表第 1 の 2 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの
ワイヤ放電加工機		ロ　ワイヤ放電加工をすることができる工作であって、輪郭制御をすることができる軸数が 5 以上のもの	
型彫り放電加工機	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの

【2.5.1】 (4)

項　目	1996(H8).10.1 施行（16 の項）	2001(H13).5.16 施行　(6 の項)	2002(H14)7.15 施行　(6 の項)
品目の規定 （輸出令） (別表第 1)	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (6)工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品
貨物等省令	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 六　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへに該当するものを除く。）	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへに該当するものを除く。）
ワイヤ放電加　工　機			
型彫り放電加　工　機	二　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの （第 401 号・告示で定める貨物）	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの （第 260 号・告示削除）
規制除外規定		へ 工作機械であって、次のいずれかを製造するためにのみ使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石	へ 工作機械であって、次のいずれかを製造するためにのみ使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石

【2.5.1】 (5)

項　目	2006(H18)1.1 施行　(2 の項)	2006(H18).1.1 施行 (6 の項)	2008(H20).11.1 施行 (16 の項)
品目の規定 (輸出令) (別表第 1)	次に掲げる貨物であって経済産業省令で定める仕様のもの (12)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。) であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物 (一、二及び四から十五までの項の中欄に掲げるものを除く。) であって、経済産業省令で定める仕様のもの (1)5 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 (2) 関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) 別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物 ((1)及び 1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。)
貨物等省令	第 1 条 輸出令別表第 1 の 2 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十四　工作機械 (金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。) であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。)	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械 (金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。) であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの (へに該当するものを除く。)	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項 (一) の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 五　工作機械その他の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品 イ　工作機械 (金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。) であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの
同時制御軸数			(二) 輪郭制御をすることができる回転軸を有するもの
直線軸の位置決め精度			(一) 直線軸の位置決め精度が 0.01mm 未満のもの(ISO230/2-1988)
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機	ニ　放電加工 (ワイヤ放電加工を除く。) をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	ニ 放電加工 (ワイヤ放電加工を除く。) をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	
規制除外規定	ホ 工作機械であって、次のいずれかを製造するためにのみ使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石	へ 工作機械であって、次のいずれかを製造するためにのみ使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石	

【2.5.1】 (6)

項　目	2009(H21).10.1 施行（6 の項）	2013（H25).10.15 施行（6 の項）	2013(H25).10.15 施行（16 の項）
品目の規定 （輸出令） (別表第 1)	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物 (2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物 (1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）
貨物等省令	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）	
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	ニ　放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	
規制除外規定	へ　工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石	へ　工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに使用するように設計したもの (一) 歯車 (二) クランク軸又はカム軸 (三) 工具又は刃物 (四) 押出機のウォーム (五) 宝石 (六) 義歯	

注）2019 年 4 月時点で変更なし。

【2.5.1】 (7)

項　目	2025(R7).10.9 施行（16 の項）		
品目の規定 （輸出令） （別表第 1）	（一）次に掲げる貨物（1、2 及び 4 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める ~~仕様の~~もの 1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 （二）関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物（（一）及び 1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）		
貨物等省令	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項（一）の経済産業省令で定める ~~仕様の~~ものは、次に掲げるものとする。 一　関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表（以下「関税率表」という。）第 84.56 ~~項~~、第 84.57 ~~項~~、第 84.58 ~~項~~、第 84.59 ~~項~~、第 84.60 ~~項~~又は第 84.61 ~~項~~に該当するもの		
ワイヤ放電加　工　機			
型彫り放電加　工　機			
規制除外規定			

コメントの追加 [HY1]: 削除
根拠：「外国為替令等」の一部改正　条文・理由 6 ページ

コメントの追加 [HY2]: 追加
根拠：「「外国為替令等」の一部改正　条文・理由 」 8 ページ

コメントの追加 [HY3]: 削除
根拠：「条文・新旧 」 1 ページ

コメントの追加 [HY4]: 追加
根拠：「条文・新旧 」 2 ページ

コメントの追加 [HY5]: 修正
正：項

コメントの追加 [HY6]: 修正
正：項

コメントの追加 [HY7]: 修正
正：項

コメントの追加 [HY8]: 修正
正：項

コメントの追加 [HY9]: 修正
正：項

コメントの追加 [HY10]: 修正
正：項

【2.5.1】 (8)

項　目	2022（R4）3.18 施行	2022（R4）5.20 施行	2023（R5）4.7 施行
品目の規定（輸出令）（別表第２の３）	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物
		二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く） ヲ　工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置	二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） ヘ　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの (35)　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品
貨物省令（注「等」が削除（最後に消すこと））		第 46 条 輸出令別表第２の３第二号の二ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 三　数値制御を行うことができる工作機（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輸郭制御をすることができる軸数が２以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前二に該当するものを除く） ロ　ワイヤ放電加工をすることができる工作機械であつて、輸郭制御をすることができる軸数が５以上のもの	第 94 条 輸出令別表第２の３第二号の二ヘに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 四十　関税率表第 84.56 項及び第 8466.93 項（第 84.56 項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機			
規制除外規定			

【2.5.1】 (9)

項　目	2023(R5).8.9 施行		
品目の規定（輸出令）（別表第2の3）	一　別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物		
	二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） (40)　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの (x1)　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品		
貨物省令（注「等」が削除(最後に消すこと)）	第128条 輸出令別表第2の3第二号の二(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 四十　関税率表第84.56項及び第8466.93項（第84.56項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの		
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機			
規制除外規定			

注）20〇〇年〇月時点で変更なし。

2.5.2 解説

(1) 品目の規定の変遷

①放電加工系工作機械は数値制御のものについて、1990 年 10 月 31 日以前は中ぐり盤等「以外」の工作機械として規制対象であったが、1990 年 11 月 1 日に「ワイヤ放電加工をすることができる工作機械」(以下、ワイヤ放電加工機) 及び「放電加工により型彫りをすることができる工作機械」(以下、型彫り放電加工機) として単独の規定で規制対象とされた。

②1991 年 11 月 14 日には、輸出令別表第 1 の 6 の項の「数値制御を行うことができる工作機械」のうち、貨物等省令第 5 条第四号ロ及びハで定める仕様のワイヤ放電加工機及び型彫り放電加工機として規制対象とされ、さらに 1992 年 12 月 31 日からは 2 の項でも規制対象となった。

③1995 年 12 月 20 日には、2 の項及び 6 の項について「放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械」と変更され、ワイヤ放電加工機は規制対象から除外され、型彫り放電加工機が継続して規制対象とされている。

④2008 年 11 月 1 日 、通常兵器キャッチオール規制の導入に伴い輪郭制御回転軸数が 1 以上のもの及びその部分品が 16 の項該当貨物となった。

⑤2013 年 10 月 15 日、16 の項（1）（2）が統合され第 14 条の 2 が廃止される改正がなされ、関税定率法別表第 84 類に該当する全ての工作機械がキャッチオール規制の対象となった。これにより、2 の項又は 6 の項に該当しない全ての放電加工系工作機械が 16 の項該当貨物となった。

⑥~~2022 年 3 月 18 日に輸出許可でなく輸出承認の対象として輸出令別表第 2 の 3 がロシア・ベラルーシ他向けに新設されて同一号に輸出令別表第 1 の 2 の項と 6 の項の放電加工をすることができる工作機械を含む 1 から 15 の項が規制され、2022 年 5 月 20 日に輸出令別表第 2 の 3 の二で別表第 1 の 2 の項と 6 の項で除外されているワイヤ放電加工をすることができる工作機械が規制され、さらに 2023 年 4 月 7 日に輸出令別表第 2 の 3 第二号の二へでレーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品が規制された。~~

⑦2025 年 10 月 9 日、16 の項が改正され、通常兵器キャッチオール規制の強化に伴い輸出令別表第 1 の 16 の項が再度（一）と（二）に分割され、（一）1 レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械が、第 14 条の 2 第一号にて関税定率法第 84.56 項で規定される。

(2) 規制仕様の変遷

放電加工系工作機械が中ぐり盤等「以外」の工作機械として規制対象とされた 1990 年 10 月 31 日以前は、規制仕様は、旋削系工作機械と同様に、輪郭制御軸数、直線軸の位置決め精度等によって規定されていたが、1990 年 11 月 1 日以降は輪郭制御軸数のみにより規制されることとなった。2008 年 11 月 1 日から通常兵器キャッチオール規制として直線軸の位置決め精度の規定が復活した。

①ワイヤ放電加工機の輪郭制御軸数の規制値は、1990 年 10 月 31 日以前は中ぐり盤等「以外」の工作機械として「4 以上」であったが、1990 年 11 月 1 日以降ワイヤ放電加工機が規制対象から除外される 1996 年 9 月 12 日までの間、「5 以上」に緩和された。

②型彫り放電加工機の輪郭制御軸数の規制値は、1990 年 10 月 31 日以前は上記と同様に「4 以上」であったが、1990 年 11 月 1 日以降は輪郭制御をすることができる「回転軸の軸数が 2」以上とされ、直線軸の軸数は無関係となった。2008 年 11 月 1 日から通常兵器キャッチオール規制として「回転軸の軸数が 1」が追加規制されたが、インフォーム要件などの他の要件が必要となる。

③型彫り放電加工機については告示貨物としても規制されていたが 2002 年 7 月 15 日に削除され、その技術

コメントの追加 [TT11]: 事務局にて追記。

コメントの追加 [HY12]: 追記修正

コメントの追加 [HY13]: 追記修正

コメントの追加 [TT14]: 事務局にて追記。

の設計・製造を規制する付表技術に規制が移った。

④2001 年 5 月 16 日（6 の項）から、さらに 2 の項では 2006 年 1 月 1 日から、歯車など専用の型彫り放電加工機の規制除外の規定が設けられた。宝石専用の工作機械は 6 の項だけ除外されることに注意を要する。

⑤2012 年の WA の合意に基づき、2013 年 10 月 15 日（6 の項）において義歯の除外が追加された。

なお、MCTL Part Ⅱ[※1] では非ワイヤ形の数値制御放電加工機について、核兵器技術として、必須ではないが、他の装置を用いるより複雑な核兵器を作ることができるとされ、爆縮型核兵器部品の加工に他の数値制御工作機械とともに規制されており、Critical Materials として「複数の回転軸」 が挙げられている。

※1：Identification of Militarily Critical Technologies Part Ⅱ ：Weapons of Mass Destruction Technologies, 1998 Feb, INSTITUTE FOR DEFENSE ANALYSES

⑥~~2022 年 5 月 20 日から、輸出令別表第 2 の 3 の二で別表第 1 の 2 の項と 6 の項で除外されている輸郭制御をすることができる軸数が 5 以上のワイヤ放電加工をすることができる工作機械が規制された。~~

コメントの追加 [HY15]: 追記修正